

利用者のために

2013年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2013年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系

| 調査の種類 | | 調査の系統 | 調査の方法 |
|---------|---------------|------------------------------|-------------------------|
| 海面漁業調査 | 漁業経営体調査 | 農林水産省 都道府県 市区町村 調査員 | 自計報告調査 (面接調査も可能) |
| | 漁業管理組織調査 | 農林水産省 | |
| | 海面漁業地域調査 | 地域 センター等 | |
| 内水面漁業調査 | 内水面漁業経営体調査 | 調査員 | |
| | 内水面漁業地域調査 | | |
| 流通加工調査 | 魚市場調査 | | 自計報告調査 又は オンライン調査 |
| | 冷凍・冷蔵、水産加工場調査 | | |

4 調査の対象

(1) 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

なお、福島県については試験操業を含む。

(2) 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりで、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取り決めがあり、漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）に関する漁業管理組織。

なお、福島県の管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、操業を自粛している4市町12組織（相馬市7、南相馬市1、浪江町2、新地町2組織）は含まない。

(3) 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合）

5 調査事項

(1) 漁業経営体調査

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

(2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

(3) 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

6 調査期日

平成25年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

8 集計方法

単純積み上げにより算出した。

9 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2013年漁業センサスのうち、海面漁業に関する統計を市区町村に区分して取りまとめたものである。

統計表中の市区町村の配列に当たっては、都道府県の沿岸部に沿いおおむね東から西及び北から南の順とした。

2 用語等の解説

(1) 漁業経営体調査

| | |
|--------|--|
| 海面漁業 | 海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。 |
| 漁業経営体 | 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。 |
| 過去1年間 | 平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間 |
| 経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 |
| 個人経営体 | 個人で漁業を営んだものをいう。 |
| 団体経営体 | 個人経営体以外の漁業経営体をいう。 |
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。 |
| 漁業協同組合 | 水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。 |
| 漁業生産組合 | 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 |
| 共同経営 | 二人以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。 これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。 |

| | |
|----------|--|
| そ の 他 | 都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。 |
| 経営体階層 | <p>漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。</p> <p>ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。</p> <p>大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。</p> <p>イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層。</p> <p>上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p> |
| 漁業層 | |
| 沿岸漁業層 | 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。 |
| 中小漁業層 | 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。 |
| 大規模漁業層 | 動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。 |
| 漁業種類 | 漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。 |
| 営んだ漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。 |
| 主とする漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 |
| 漁船 | <p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。</p> <p>ただし、漁船登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。</p> <p>なお、漁船席数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在に保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)</p> |
| 無動力漁船 | 推進機関を付けない漁船のことをいう。 |
| 船外機付漁船 | 無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をい |

| | |
|---------|--|
| | <p>い、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。</p> |
| 動力漁船 | <p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外気機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p> |
| 海上作業 | <p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）での全ての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業 |
| 漁業の陸上作業 | <p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <p>ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p> <p>イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業</p> <p>ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ</p> <p>エ 悪天候時の出漁待機</p> <p>オ 餌の仕入れ及び調餌作業</p> <p>カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>のり、わかめの干し作業</p> <p>キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業</p> <p>ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしません。</p> <p>ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）</p> |
| 陸上作業最盛期の 陸上作業従事者 | <p>過去1年間に漁業の陸上作業が最も盛んな時期に、陸上作業のために雇った者（個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事した者）をいう。</p> <p>なお、陸上作業のために雇った人が、外国人の場合や、陸上作業に加え海上作業に従事した場合も含む。</p> |
| 出 荷 先 | <p>過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。</p> |
| 漁業協同組合の 市場又は荷さば き所 | <p>漁協が開設している卸売市場又は、漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。</p> |
| 漁業協同組合以 外の卸売市場 | <p>漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。</p> |
| 流通業者・加工 業者 | <p>卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。</p> |
| 小 売 業 者 | <p>スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。</p> |
| 生 協 | <p>生協へ出荷している場合をいう。</p> |
| 直 売 所 | <p>直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。</p> |
| 自 家 販 売 | <p>自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。</p> |
| そ の 他 | <p>上記以外の場合をいう。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 個人経営体の 専業分類 専業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。 |
| 第1種兼業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。 |
| 第2種兼業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。 |
| 基幹的漁業従事者 | 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。 |
| 世代構成別 | |
| 一世代個人経営 | 漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 二世世代個人経営 | 一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 三世世代等個人経営 | 三世世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 自家漁業の後継者 | 過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の人をいう。 |
| 漁業就業者 | 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した人をいう。 |
| 自家漁業のみ | 漁業就業者のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。） |
| 漁業雇われ | 漁業就業者のうち、「自家漁業のみ」以外の人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。） |
| 漁業雇われのみ | 「漁業雇われ」のうち、自家漁業に従事していない人をいう。 |

| | |
|------------------|--|
| 新規就業者 | <p>過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、新たに漁業を始めた人、他の仕事の主であったが漁業が主となった人、普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった人のいずれかに該当する人をいう。</p> <p>なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した人については、前述のうち海上作業に30日以上従事した人を新規就業者とした。</p> |
| 世帯員 (個人経営体出身) | <p>個人経営体出身で生活の拠点がその家にある人で、住居と生計を共にしている人(血縁又は姻戚関係にない人も含む。)漁船に乗り込んでいる人、出稼ぎ、遊学、療養等で家を離れている人のうち、不在期間が1年未満の人(漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。)家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの人をいう。</p> <p>なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は含めない。</p> |
| 漁業従事世帯員 | <p>満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去1年間に漁業に従事した人(雇われて漁業の仕事のみに従事した人を含む。)をいう。</p> |

(2) 漁業管理組織調査

| | |
|-------------------------|--|
| 漁業管理組織 | <p>以下の事項を全て満たしている組織をいう。</p> <p>漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織</p> <p>自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織</p> <p>漁業管理について、文書による取決めのある組織</p> <p>漁協又は漁連が関与している組織</p> |
| 運営主体 漁業協同組合の 単一組織 | <p>漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。</p> <p>漁協が漁業管理の運営主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。</p> <p>なお、漁協の支所は「漁協の単一組織」とするが、漁業生産組合は対象外とする。</p> |
| 漁業協同組合の 連合組織 | <p>複数の漁協が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁連が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。</p> |
| 漁業協同組合の 下部組織 | <p>漁協が組織内に設置した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 漁業協同組合の任意組織 | 漁協内において、漁協の組合員が独自に組織した漁業種類別部会等の任意組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。 |
| 漁業管理内容 | 過去5年間の通常の時期に行った漁業資源の管理や漁場の保全・管理及び漁獲管理の規制の内容をいい、試験的に行ったものや、持続性のないものは除く。 |
| 資源量の把握 | 漁場内の資源量を把握するために、魚介類等の生育状況等を実際に調査している場合、過年次の漁業操業における漁獲量、出漁日数、漁船漁具の規模等のデータを用いて資源量の解析を行っているものをいう。 なお、数値的根拠がないものは含まない。 |
| 漁獲（収獲）枠の設定 | 適正な漁獲量を算出し、魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取り決めているものをいう。 また、海面養殖にあっては、漁場環境の変化等を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を取り決めているものも含む。 |
| 漁業資源の増殖 | 資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているものをいう。 |
| 漁場の保全 | 油濁・赤潮の防止対策、公害対策、漁場汚染の防止対策等、漁場環境を漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁場環境の調査を行ったものをいう。 |
| 藻場・干潟の維持管理 | 藻場（アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいう。）や干潟（日常干潮帯に露出する砂泥平泥をいう。）を維持管理するために行った活動をいう。 |
| 漁場利用の取決め | 禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの）等漁場利用に関して組織内で取決めを行ったものをいう。 |
| 漁場の監視 | 漁場における操業秩序の維持又は密漁防止のため、漁場の監視を行ったものをいう。 |
| 植樹活動、魚つき林の造成 | 沿岸漁場のための、植樹活動（森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。 また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。）や魚つき林（水面に対する森林の陰影、投 |

影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。)の造成活動をいう。

| | |
|-------------------|--|
| 漁期の規制 | 操業期間を定めて、採捕を規制しているものをいう。 |
| 漁法の規制 | 特定の漁法の禁止等を定めているものをいう。 |
| 漁具の規制 | 漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等を定めているものをいう。 |
| 出漁日数の規制 | 年間又は漁期間の出漁日数、禁漁日等を定めているものをいう。 |
| 操業時間の規制 | 1日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているものをいう。 |
| 漁獲(収穫)サイズの規制 | 採捕又は出荷できる魚介類の大きさ(体長、重量等)を定めているものをいう。 |
| 漁獲量(収穫量)の規制 | 年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体(海面漁業を営むための作業の単位をいう。)当たり漁獲量を定めているものをいい、海面養殖にあっては、1経営体当たりの収穫量を定めているものをいう。 |
| 漁業管理組織に参加している経営体数 | 過去1年間に漁業を営んだ個人経営体及び事業所をいう。 なお、別途調査している漁業経営体調査においては海上作業従事日数が30日未満の場合は個人経営体として調査を行わないが、この調査における漁業経営体数には含める。 |
| 管理対象漁業種類 | 漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の10種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業 |
| 管理対象魚種 | 過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)自主的な管理を行った管理対象魚種をいう。 |

(3) 海面漁業地域調査

| | |
|--------|--|
| 遊漁関係団体 | 釣船業協同組合、釣船センター組合、遊漁船組合や釣振興会等の遊漁の関係者により組織される団体をいう。 |
| 漁業体験 | 地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。 |
| 魚食普及活動 | 水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。 |

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

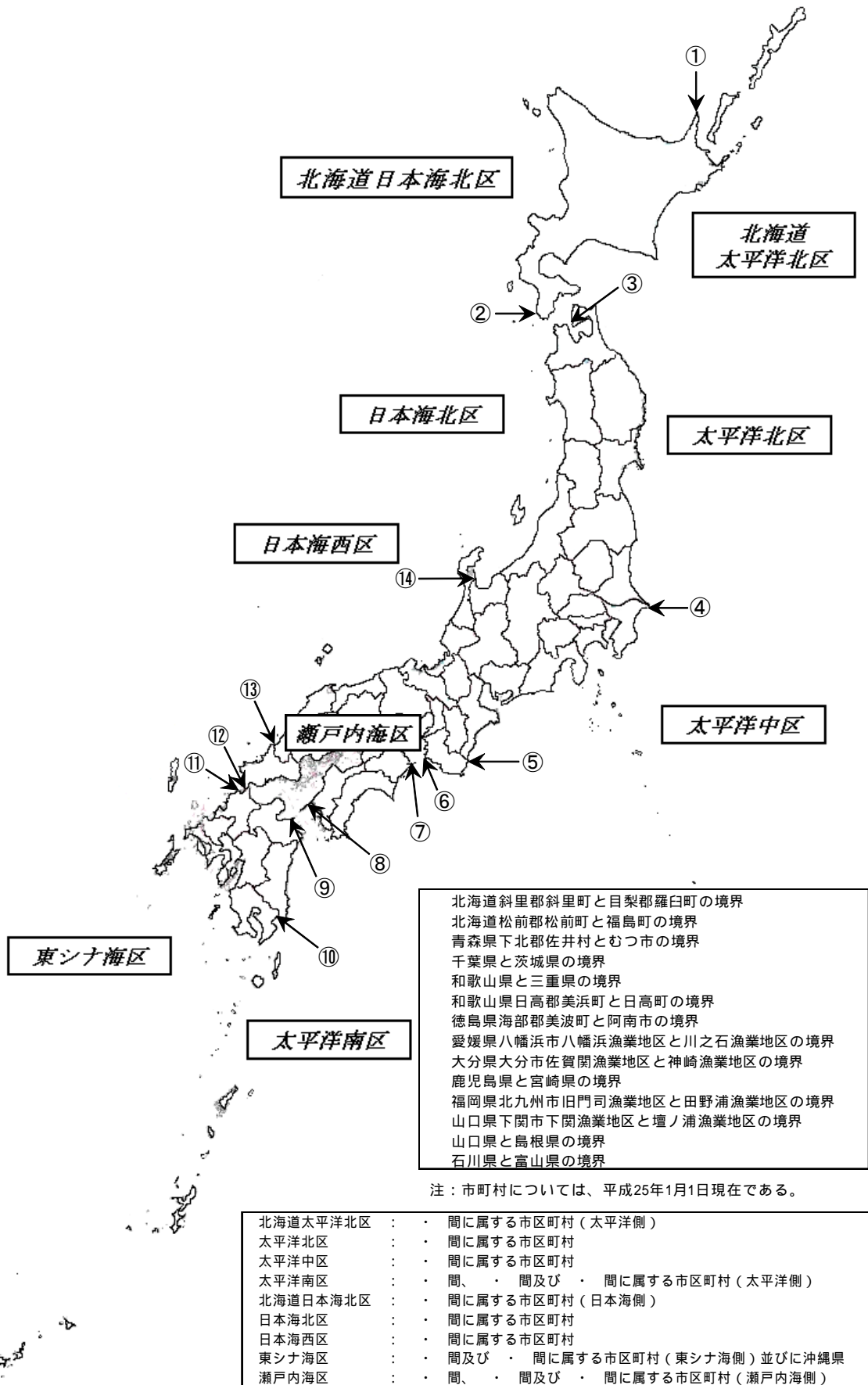
5 ホームページ掲載案内

この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

分野別分類は「水産業」に分類している。

6 大海区区分図



2013年漁業センサス（海面漁業調査）の主な改正点

2013年漁業センサス（海面漁業調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

個人経営体の世帯員に関する調査事項

2008年漁業センサスまでは、個人経営体の世帯員について名前等（経営主との続柄又はA B C等の記号）を記入する方式としていたが、2013年漁業センサスからは経営主との続柄を続柄番号で把握することにより、世帯の状況をより正確に把握することとした。これに伴い世代構成別の統計表を作成し掲載した。

報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計（全国、都道府県、市区町村編）

第9巻 流通加工業に関する統計（漁業地区編）

別冊1 2013年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2013 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：(代表) 03 - 3502 - 8111 内線3660

(直通) 03 - 3502 - 8467

FAX： 03 - 5511 - 7282